

水道施設の点検調査を実施しています

市は、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の点検調査を実施し、状態に応じた修繕や計画的な更新を行います。

本年は、千歳地区など5地区の水道施設について、点検・機能診断を実施し、この結果を参考に施設の重要度や優先度を勘案し、今後の更新計画を策定します。

また、本郷浄水場など3施設のポンプ設備やろ過装置などの更新を行うほか、越喜来杉下地区、浪板地区について、老朽化した配水管を更新し、漏水事故の防止や地震被害の防止を図ります。

▷問い合わせ先

簡易水道事業所(内線☎172)

市営住宅などの改修を行っています

市営住宅などの効率的、効果的な維持管理を図るため、「大船渡市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅などの屋根や外壁の改修工事を行っています。

長安寺団地の一部では、昨年度から外壁、屋根、サッシ開口部の改修工事を行っており、令和4年度までの4年間で9棟(32戸)を改修する予定です。

▷問い合わせ先

住宅公園課住宅管理係(内線☎327)



【改修が進む長安寺団地】

生活インフラの長寿命化を進めています



【市道田茂山佐野線舗装修繕工事】

市道の延長約610キロメートルのうち、舗装済みの路面は約430キロメートルであり、舗装率は70程度となっています。補修については、道路パトロールや地域からの要望などにより、穴の補修や、ひび割れへの補修材注入などの部分的な補修を実施します。

また、部分的な補修による

道路施設修繕(舗装)

市は、道路を常時良好な状態に保つように、劣化が進行してから修繕を行う「事後対応」型ではなく、構造物の点検を定期的に行い、損傷が軽微なうちに修繕などの対策を講じる「予防保全」型を実施することが重要であるとの考えをもとに、劣化した市道の効率的な維持修繕に努めています。

▽問い合わせ先 建設課道路管理係(内線314、318)

自然災害により被害を受けた浄化槽の修繕への助成制度があります

市は、住宅または店舗兼用住宅に浄化槽を設置する人に補助金を交付していますが、災害(地震や水害、大雨に伴う土砂災害など、一般的に自然災害と呼べるものであれば種類は問いません)により被害を受けた既存浄化槽の修繕も補助の対象となる場合があります。

災害で故障し、浄化槽の修繕が必要になった場合は、補助金を活用ください。

▷補助対象地域=公共下水道および漁業集落排水が整備されていない区域

▷補助対象設備

1 家屋の建て替えに伴う浄化槽設置および故障した浄化槽の更新

▷補助金の額=268,000円~588,000円(設置する浄化槽の規模(人槽)により異なります)

2 既存浄化槽の修繕(以下の機材の交換を含む)
・スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の

前処理に必要な設備

- ・その他の污水处理設備
- ・消毒設備
- ・脱臭設備
- ・換気、除塵などに必要な設備

※修繕の例としては、故障した浄化槽ブロワーの交換や、流出した部品の回収・復旧などが該当します。

▷補助金の額=協議の上決定しますので、以下の書類の提出が必要になります。

- ・浄化槽修繕工事の見積書
- ・設備の故障が確認できる書類(保守点検記録など)
- ・位置図(案内図)、図面、写真など

※り災証明書は必須ではありません。

▷問い合わせ先

下水道事業所普及係(内線☎197)



【市道笹崎下船渡線法面修繕工事】

道路施設修繕(法面)

対応では安全で円滑な交通が確保できない場合や、過去に補修を実施した箇所において再劣化が認められる場合などには、全面的な舗装補修も実施します。

市が管理する主要幹線の法面について、落石や法面の崩壊を防止し、安全で円滑な交通を確保するために、道路法面の修繕を実施しています。

かるため、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行い、長期的に見て費用負担が低減されるよう、橋梁の定期点検結果に基づいて、橋梁ごとに次の点検、修繕、架け替えなどの時期を定めた橋梁長寿命化修繕計画を策定し、適正な維持・管理を行っています。



【桃の木渡橋橋梁修繕工事】

道路施設修繕(橋梁)

市が管理する橋梁は298橋あり、このうち建設後50年を経過する橋梁は43橋(約14%)ですが、20年後には214橋(約72%)に増加します。老朽化する橋梁に対し、劣化が進行してから修繕や架け替えを行うと膨大な費用がかかる